

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「損害賠償請求事件の和解等について」に対する意見）

保健体育課

1 概要

令和 7 年第 1 回沖縄県議会に知事が提出した議案「損害賠償請求事件の和解等について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和 7 年 2 月 4 日に「沖縄県教育委員会会議の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第 7 条第 1 項の規定に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「損害賠償請求事件の和解等について」の概要

- (1) 令和 3 年 1 月 29 日、沖縄県内の県立高等学校に在籍し空手部に所属していた生徒が自死行為に及び、同月 30 日に死亡した。
- (2) 原告は、県を被告とする損害賠償請求事件令和 5 年（ワ）第 85 号を、令和 5 年 2 月 9 日付けで提起した。
- (3) 当時、同校の教諭であった顧問の叱責等が自死に至った原因であり重過失があったとして、及び同校の校長と教頭は顧問の暴言等の不法行為を阻止するための措置を講じるべき安全配慮義務に違反したとして、原告は被告に対し 139,242,599 円の損害賠償を求めている。
- (4) 那覇地方裁判所民事第 1 部から被告の沖縄県に対し、被告の原告に対する損害賠償金の支払義務を認め、これを支払うことを内容とする和解の勧告が、令和 6 年 12 月 27 日付けであったことを踏まえ、本件事件について、県が損害賠償金として 82,000,000 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

当事者 原告 ■■■■■ ■■■■■ ほか 3 名

被告 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

- (5) 和解内容について
 - ① 被告は、損害賠償金として、原告に対し損害賠償金総額 82,000,000 円の支払義務があることを認める。
 - ② 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 7 年 5 月 30 日限り、原告の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
 - ③ 原告は、その余の請求を放棄する。
 - ④ 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

- ⑤ 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 臨時代理した意見の内容

議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、異議がない旨を回答した。

1 件名

損害賠償請求事件の和解等について

2 議案提出の必要性

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

3 議案の概要

- (1) 令和3年1月29日、沖縄県内の県立高等学校に在籍し空手部に所属していた生徒が自死行為に及び、同月30日に死亡した。
- (2) 原告（遺族。別紙1の4人）は、県を被告とする損害賠償請求事件令和5年（ワ）第85号を、令和5年2月9日付けで提起した。
- (3) 当時、同校の教諭であった顧問の叱責等が自死に至った原因であり重過失があったとして、及び同校の校長と教頭は顧問の暴言等の不法行為を阻止するための措置を講じるべき安全配慮義務に違反したとして、原告は被告に対し139,242,599円の損害賠償を求めている。
- (4) 那覇地方裁判所民事第1部から被告の沖縄県に対し、被告の原告に対する損害賠償金の支払義務を認め、これを支払うことを内容とする和解の勧告（損害賠償金総額82,000,000円）が、令和6年12月27日付けであったことを踏まえ、本件事件について、県が損害賠償金として82,000,000円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

4 根拠法令

- (1) 地方自治法第96条
- (2) 国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条

損害賠償請求事件の和解等について

損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 件 名 損害賠償請求事件（那覇地方裁判所令和5年（ワ）第85号）

2 当 事 者 原告 ■■■■■
■■■■■ほか3名（別紙1のとおり）

被告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県

3 事案発生年月日 令和3年1月29日

4 損 害 賠 償 額 82,000,000円

原告別の明細は、別紙1のとおり

5 和 解 内 容 別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5のとおり

令和7年2月12日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。